



社会保険労務士事務所

あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号

井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:種橋

新年、明けましておめでとうございます。



堅調な景気観の中、働き方改革への対応をはじめ、企業は様々な変化への対応が求められる2019年。あおぞらコンサルティングは支えてくださる皆様のお陰で創立10周年を迎えています。改めて感謝申し上げます。

今年も4月には新卒の職員が入職して参ります。10周年の節目を迎え、これから先の成長のために、今一度、「人に関する困りごとを専門的な知識や経験をもって、お客様の立場に立ち、わかりやすいサービスを提供する」という経営理念を見つめ、職員に仕事の面白さ、楽しさを伝えていきたいと思っております。

業務としては、得意な専門性を生かし、ニーズを捉えたサービスの提供をタイムリーに行い、働き方改革への対応、そして労働時間の管理方法等の提案に力を入れて参ります。また、研修・セミナーでは、労務リスクへの対応を意識した専門的な立場と具体的な事案対応をしている弊所の強みを生かした「ハラスメント研修」や「メンタルヘルス研修」などに力を入れていきます。

今年もお客様へよりよいサービスをご提供してまいります。引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



今後の法改正の動き

～今後、施行する法改正の一部をご紹介します～

● 時間外労働の上限規制（労働基準法改正） ～2019年(中小企業2020年)4月1日施行～

- 今回の改正により、時間外労働について罰則付きの上限が法律に規定されます。時間外労働の上限は月45時間・年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間・1か月100時間未満（休日労働含む）・2か月～6か月平均80時間以内を限度に設定する必要があります。

また、改正に伴い「36協定届」の様式も変更になります。（中小企業2020年4月～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

● 年次有給休暇の確実な取得（労働基準法改正） ～2019年4月1日施行～

- 年次有給休暇は、働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的としていますが、取得率が低調であるため取得促進が課題となっています。このため、改正により全ての企業において年10日以上有給休暇が付与される労働者のうち、年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>

● 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法改正） ～2019年4月1日施行～

- 時間外労働が月80時間を超えた労働者の氏名とその時間に関する情報を含む事項を産業医に情報提供することや、産業医が事業主に対し必要な勧告をしたときは、その勧告を尊重することなどが義務付けられ、産業医がより効果的に活動するための整備がされています。ほかにも、労働者が産業医等に直接健康相談ができる環境整備の一環として、事業主は産業医の業務内容等を労働者へ周知することなどが定められます。

● 産前産後期間の（国民年金保険料）免除制度 ～2019年4月1日施行～

- 次世代育成支援の観点から、「国民年金第1号被保険者」が出産を行った際に、国民年金保険料が免除されます。免除期間は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間です。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20180810.html>

● 出入国管理法の改正 ～2019年4月1日施行～

- 人手不足解消を目的として、一定の技能を持つ外国人や技能実習修了後の希望者に新たな就労資格を与えます。農業や介護など14業種で受け入れが想定されています。



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277